

用語の解説

人 口

国勢調査における人口は、「常住人口」であり、常住人口とは調査時に調査の地域に常住している者をいう。

また、ここで「常住している者」とは、当該住居に3カ月以上住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3カ月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在にいた場所に「常住している者」とみなした。

面積と人口密度

本報告書に掲載し、また人口密度の算出に用いた全国・都道府県・郡支庁・市区町村面積は、国土交通省国土地理院が公表した各年「全国都道府県市区町村別面積調」による。

ただし、国土地理院が公表した市区町村別面積には、その一部に①市区町村の境界等があっても国土地理院の調査が未了のため変更以前の面積が表示されているもの、②境界未定のため関係市区町村の合計面積のみが表示されているものがある。これらについては、国勢調査結果の利用者の便宜を図るため、総務省統計局において面積を推定し、その旨を注記した。したがって、これらの市区町村別面積は国土地理院の公表する面積とは一致しないことがあるので、利用にあたっては注意されたい。

なお、人口集中地区の面積は、総務省統計局において測定したものである。ただし、全域が人口集中地区となる市区町村の面積は、上記の「全国都道府県市区町村別面積調」による。

人口集中地区とは

次の3点を条件として設定されている。

- 1 平成22年度国勢調査基本単位区を基礎単位地域とする
- 2 市区町村の境域内で人口密度の高い基本単位区(原則として4000人/1k㎡以上)が隣接していること
- 3 その人口が平成22年国勢調査時に5000人以上を有すること

年 齢

年齢は、調査日前日による満年齢。

配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分した。

未 婚—まだ結婚したことのない人

有 配 偶—妻又は夫のある人(届出の有無は関係ない)

死 別—妻又は夫と死別して独身の人

離 別—妻又は夫と離別して独身の人

国 籍

国籍を「日本」のほか、以下のように11区分に分けた。

「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」「その他」に区分した。

二つ以上の国籍をもつ人の扱いについては、次のように取り扱った。

- 1 日本と日本以外の国の国籍を持つ人の国籍は「日本」
- 2 日本以外の二つ以上の国籍を持つ人は、調査票の国名欄に記入された国

世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分した。

1 一般世帯

- (1) 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めた。
- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、単身寮などに居住している単身者

2 施設等の世帯

世帯の単位は、原則として下記(1)、(2)及び(3)は棟ごと、(4)は中隊又は艦隊ごと、(5)は建物ごと、(6)は一人一人としている。

- (1) 寮・寄宿舍の学生・生徒—学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり
- (2) 病院・療養所の入院者—病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり
- (3) 社会施設の入所者—老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり
- (4) 自衛隊営舎内居住者—自衛隊の営舎又は艦船内の居住者の集まり
- (5) 矯正施設の入所者—刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり
- (6) その他一定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠(住所)を有しない船舶乗組員など

世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続柄により、次のとおり区分した。

区 分	内 容
親族のみの世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯
非親族を含む世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない者がいる世帯
単 独 世 帯	世帯員が一人の世帯

さらに、親族世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のように区分した。

区 分	備 考
I 核家族世帯	
(1) 夫婦のみの世帯	
(2) 夫婦と子供から成る世帯	
(3) 男親と子供から成る世帯	
(4) 女親と子供から成る世帯	
II 核家族以外の世帯	
(5) 夫婦と両親から成る世帯	
① 夫婦と夫の親から成る世帯	
② 夫婦と妻の親から成る世帯	
(6) 夫婦とひとり親から成る世帯	
① 夫婦と夫の親から成る世帯	
② 夫婦と妻の親から成る世帯	
(7) 夫婦、子供と両親から成る世帯	
① 夫婦、子供と夫の親から成る世帯	
② 夫婦、子供と妻の親から成る世帯	
(8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯	
① 夫婦、子供と夫の親から成る世帯	
② 夫婦、子供と妻の親から成る世帯	
(9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない）から成る世帯	
(10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない）から成る世帯	
(11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない）から成る世帯	
① 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯	
② 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯	
(12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯	
① 夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯	
② 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯	
(13) 兄弟姉妹のみから成る世帯	
(14) 他に分類されない世帯	

①、②の分類は、平成7年調査から用いている

母子世帯・父子世帯

- 1 母子世帯 — 未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいう。
- 2 父子世帯 — 未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいう。
- 3 母（父）子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）
未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の20歳未満の子供及び他の世帯員（20歳以上の子供を除く。）から成る一般世帯を含めた世帯をいう。

住居の種類

一般世帯について、住居を次のとおり区分した。

区 分	内 容
住 宅	一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる永続性のある建物（完全に区画された建物の一部を含む。） 一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各区画ごとに1戸の住宅となる。なお、店舗や作業所付きの住宅もこれに含まれる。
住宅以外	寄宿舎、寮など生計を供にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物 なお、仮小屋・天幕小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる。

住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分した。

区 分	内 容
主 世 帯	「間借り」以外の次の5区分に居住する世帯
持 ち 家	居住する住宅がその世帯の所有である場合 なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅など支払いが完了していない場合も含まれる。
公営の借家	その世帯で借りている住宅が都道府県営又は市区町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合
都市機構・公社の借家	その世帯の借りている住宅が、都市再生機構又は都道府県・市町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合 なお、これには雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含まれる。
民営の借家	その世帯で借りている住宅が「公営の借家」、「公団・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合
給与住宅	勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合 なお、この場合家賃の支払いの有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれる。
間 借 り	他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合

住宅の建て方

各世帯が居住する住宅を、その建て方により、次のとおり区分した。

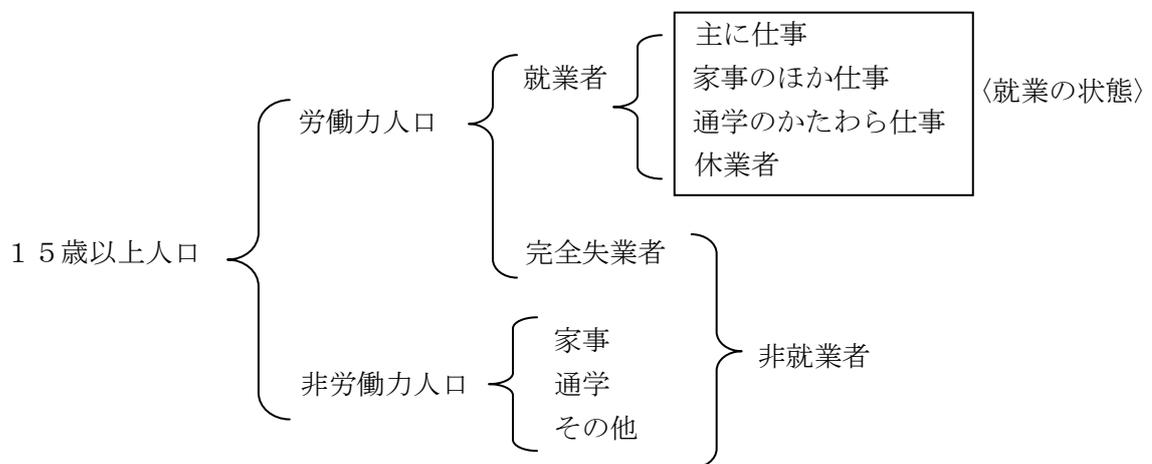
区 分	内 容
一 戸 建	1 建物が 1 住宅であるもの なお、店舗併用住宅の場合でも、1 建物が 1 住宅であればここに含まれる。
長 屋 建	二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口を持っているもの いわゆる「テラス・ハウス」も含まれる。
共同住宅	一棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの なお、1 階が商店で、2 階以上に二つ以上の住宅がある、いわゆる「げたばき住宅」も含まれる。 ※建物の階数により「1・2階建」、「3～5階建」、「6～10階建」、「11～14階建」「15階建以上」に5区分している。
そ の 他	上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅ある場合

延べ面積

延べ面積とは、各居室の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関・台所・廊下・便所・浴室・押し入れなども含めた床面積の合計を言う。ただし、農家の土間や店舗併用住宅の店・事務室など営業用の部分は延べ面積には含まれない。また、アパートやマンションなどの共同住宅の場合は、共同で使用している廊下・階段など共用部分は、延べ面積に含まれない。坪単位で記入されたものについては、1坪を3.3平方メートルに換算した。

労働力状態

労働力状態とは、15歳以上の人について、調査年の9月24日から30日までの1週間（以下「調査期間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分した。



区 分	内 容
労働力人口	就業者と完全失業者を合わせたもの
就 業 者	<p>調査期間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む）になる仕事を少しでもした人 なお、収入になる仕事をもっているが、調査期間中、少しでも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者とした。</p> <p>（１）勤め先のある人で、休んでいても賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合 （２）事業を営んでいる人で、休業してから３０日未満の場合 また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして就業者に含めた。</p>
主に仕事	主に勤め先や自家営業などの仕事をしていた場合
家事のほか仕事	主に家事などをしていて、そのほかに少しでも収入を伴う仕事をした場合
通学のかたわら仕事	主に通学していて、そのかたわら少しでも収入を伴う仕事をした場合
休 業 者	<p>①勤めている人が病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合 ②事業を営んでいる人で、休業してから３０日未満の場合</p>
完全失業者	調査期間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、公共職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人
非労働力人口	調査期間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人（労働力状態不詳を除く）
家 事	自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合
通 学	主に通学していた場合
そ の 他	上のどの区分にも当てはまらない場合（高齢者など）

なお、上の区分でいう通学には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれる。

従業上の地位

従業上の地位とは、就業者を、調査期間中その人が仕事をしていた事業所における地位によって、次のとおり区分した。

区 分	内 容
雇用者	会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、以下にいう「役員」でない人
正規の職員・従業員	勤め先で、一般職員又は正社員と呼ばれている人
労働派遣事業所の派遣社員	労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人
パート・アルバイト・その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人 ・ 専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人
役員	会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・監事、公団や事業団の総裁・理事・監事などの役員
雇人のある業主	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで雇人がいる人
雇人のない業主	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人
家族従業者	農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族
家庭内職者	家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人

産 業

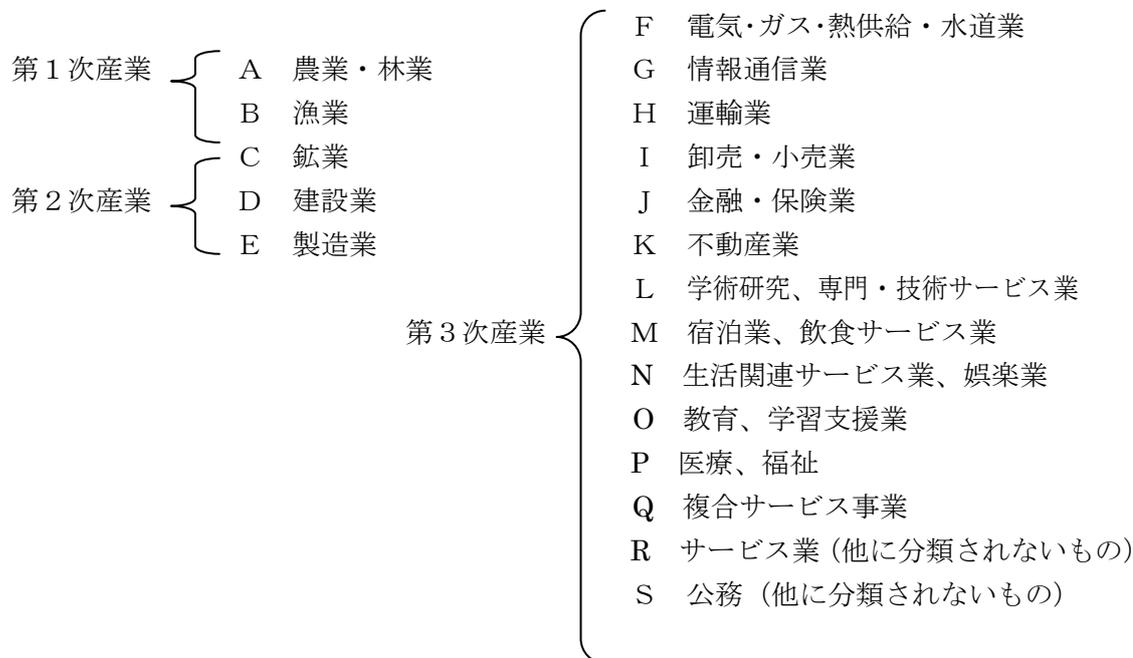
産業とは、就業者について、調査期間中、その人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類（調査期間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の事業の種類）によって分類した。

なお、仕事をしていた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしていた事業所の事業の種類による。

国勢調査に用いている産業分類は、日本標準産業分類を基に、これを国勢調査に適合す

るよう集約して編成したもので、分類の詳しさの程度により、大分類、中分類、小分類がある。平成22年国勢調査では、平成19年11月改定の日本標準産業分類を基準としており、大分類が20項目、中分類が82項目、小分類が253項目となっている。

なお、報告書等では、産業大分類を3部門に集約している場合があるが、その区分は下記のとおりである。



職 業

職業とは、就業者について、調査期間中、その人が実際に従事していた仕事の種類によって分類したものをいう。（調査期間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん実際に従事していた仕事の種類）

なお、従事した仕事は2つ以上ある場合は、その人が主に従事した仕事の種類による。

国勢調査に用いている職業分類は、日本標準職業分類を基に、これを国勢調査に適合するように編成したもので、分類の詳しさの程度により、大分類、中分類、小分類がある。平成22年国勢調査では、平成21年12月改定の日本標準職業分類を基準としており、大分類が12項目、中分類が57項目、小分類が232項目となっている。

従業地・通学地

従業地・通学地とは、就業者が従業している、又は通学者が通学している場所をいい、次のとおり区分した。

区 分	内 容
自市区町村で従業・通学	従業・通学先が常住している市区町村と同一の市区町村にある場合
自宅	従業している場所が、自分の居住する家又は家に附属した店・作業場などである場合 なお、併用住宅の商店・工場の事業主とその家族従業員や住み込みの従業員などの従業先がここに含まれる。 また、農林漁家の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含まれる。
自宅外	常住地と同じ市区町村に従業・通学先がある人で上記の「自宅」以外の場合
他市区町村で従業・通学	従業・通学先が常住している市区町村以外にある場合 (これは、いわゆるその市区町村からの流出人口を示すものである。)
自市内他区	常住地が20大都市にある人で、同じ市(都)内の他の区に従業地・通学地がある場合
県内他市区町村	従業・通学先が常住地と同じ都道府県内の他の市区町村にある場合
他県	従業・通学先が常住地と異なる都道府県にある場合

なお、他市区町村に従業・通学するということは、その従業地・通学地のある市区町村からみれば、他市区町村に常住している人が当該市区町村に従業・通学しにくるということで、これは、いわゆる従業地・通学地への流入人口を示すものである。

ここでいう従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことだが、例えば、外務員、運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員(雇用者)については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地とした。

また、従業地が外国の場合、便宜、同一の市区町村とした。ふだん学校に通っていた人であっても、調査期間中、収入になる仕事を少しでもした人については、ここにいう「通学者」とはせず、「就業者」としている。

昼間人口と夜間人口

常住地による人口（夜間人口）とは、調査時に調査の地域に常住している人口である。

従業地・通学地による人口（昼間人口）とは、従業地・通学地集計の結果を用いて、次により算出された人口である。

[例：A市の昼間人口の算出方法]

A市の昼間人口＝A市の常住人口－A市からの流出人口＋A市への流入人口

したがって、夜間勤務の人、夜間学校に通っている人も便宜昼間勤務、昼間通学とみなして昼間人口に含んでいる。ただし、この昼間人口には、買い物客などの非定常的な移動については、考慮していない。